



1 発行にあたって

広島県県営林に係るご契約者(分収造林契約及び地上権設定契約)の皆様におかれましては、広島県の森林・林業施策の推進につきまして、ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、平成26年度から一般財団法人広島県農林振興センターが管理・経営してきた約1万5千ヘクタールの分収林を引き継いで、既存の県営林約5千ヘクタールと併せて、新たに管理・経営をスタートさせました。(※1ヘクタール=10,000㎡)

現在、約2万ヘクタールとなる県営林のスケールメリットを活かし、森林の整備や木材の生産・販売を通じて公益的機能の維持発揮や木材の安定供給に取り組んでいるところです。

平成31年3月に、第1期県営林中期管理経営計画(平成26年度～平成30年度)の期間が終了しましたが、この間、集中的に経営改善に取り組み、一定の成果をあげることができました。

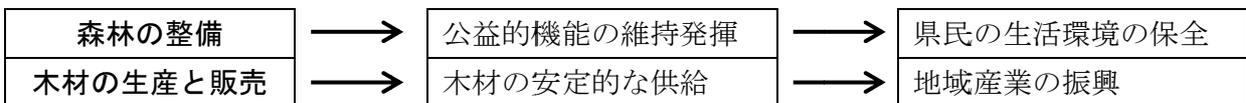
本誌は、こうした経営改善の状況や、今後、第2期県営林中期管理経営計画期間(令和元年度～令和5年度)を迎えるにあたり、これまでの事業実績や今後の計画についてご契約者様にご報告し、県営林事業へのご理解を深めていただくことを目的に発行することとしました。

皆様におかれましては、県営林について引き続き格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2 県営林の概要

(1) 県営林の目的

県営林は、森林の整備や木材の生産・販売を計画的に実施することを通じて、県土の保全などの公益的機能の維持発揮や木材の安定的な供給を図ることを目的としています。



(2) 県営林の現況

県営林の多くは昭和40年代以降に植栽し、現在、9～10齢級(41～50年生)の森林が全体面積の4割を占めています。(※1齢級=5年)

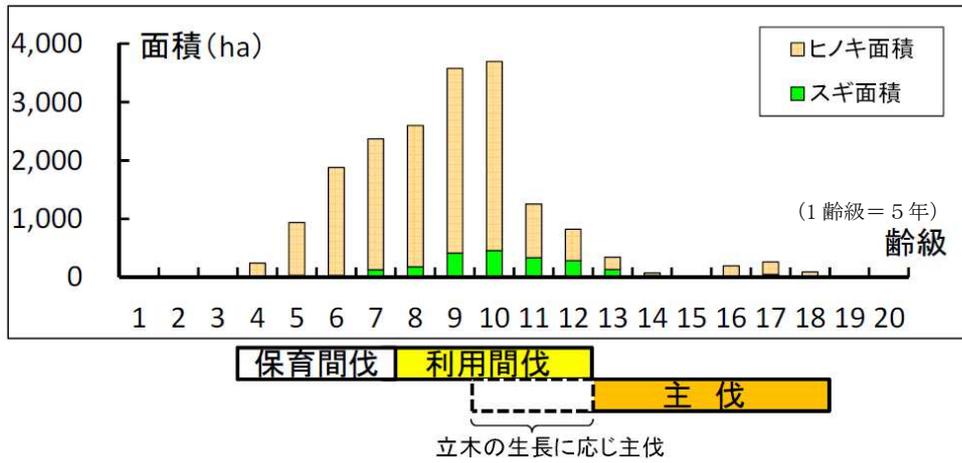
また、施業状況としては、植栽・下刈り・除伐・保育間伐などの施業を完了している森林が多く、現在は主に利用間伐の適期となっています。

その中でも生育が良好な森林については、主伐が可能な状況となっています。

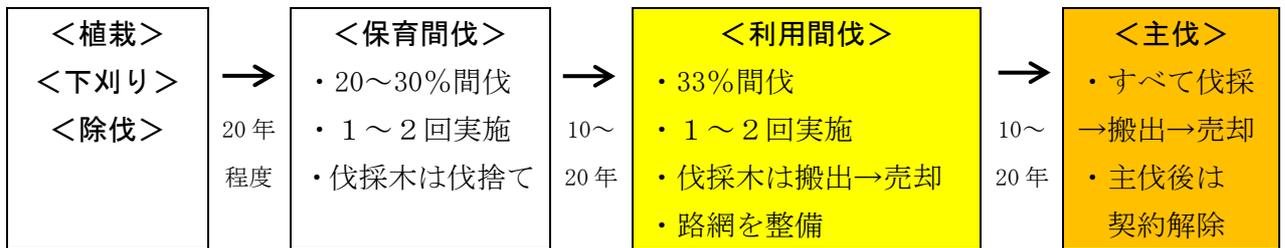
植栽樹種は、ヒノキが89%(約1万6千ヘクタール)、スギが11%(約2千ヘクタール)となっており、ヒノキが大半を占めています。

| | | |
|----|--------|------------------------------|
| 注) | 下刈り | 苗木の生育を妨げる雑草を刈り払うこと。 |
| | 除伐 | 育てている樹木の生育を妨げる他の樹木等を伐採すること。 |
| | 保育間伐 | 育てている樹木を間引くこと。伐採した木は伐り捨てる。 |
| | 利用間伐 | 育てている樹木を間引くこと。伐採した木は搬出・売却する。 |
| | 主伐(皆伐) | 立木をすべて伐採すること。伐採した木は搬出・売却する。 |

【県営林の樹種別・齢級別構成】（平成 29 年度末現在）



【県営林における施業】



<利用間伐>

- ・スギ・ヒノキなどの立木を間伐（間引き）することで、立木の健全な生育を促します。
- ・また、間伐木を売却し、伐採・搬出等経費を差し引いた収支がプラスになれば、ご契約者様に分収金をお支払いできます。
- ・利用間伐時には、間伐材を搬出するための路網（森林作業道）を整備します。路網が整備されていることで、将来の主伐の際に森林の評価が上がり、立木を高く売ることができます。その結果、ご契約者様に分収金を多くお支払いできます。

施業の流れ（利用間伐）



<主伐（皆伐）>

- ・おおむね 50 年生以上の立木のうち、十分に生長した立木をすべて伐採し、収益を確保します。
- ・通常、立木のまま販売し、買受者（素材生産業者など）が伐採・搬出します。販売に当たっては、競争入札によりできるだけ多くの収益を確保します。
- ・伐採後は、原則、県営林としての契約は解除し、その後の管理はご契約者様に委ねられます。県としては、事前に主伐の施業プラン書をご契約者様にお示しし、再造林した場合の将来収支のシミュレーションについてもご提案します。

3 第1期県営林中期管理経営計画の達成状況

平成 26 年度から平成 30 年度の 5 年間は、集中改革期間と位置付け、第 1 期県営林中期管理経営計画を策定し、生産性の向上などの経営改善に取り組みました。その結果、目標とする木材生産事業と保育事業を併せた経常利益（単年度収支）の黒字化を平成 28 年度から 3 年連続で達成しました。

【経営改善目標及び実績】

| 経営改善目標 | H 2 4 時点 | H 3 0 目標 | H 3 0 実績 |
|--|------------|------------|------------|
| 生産性の向上（ $\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$ ） | 4. 5 | 8. 0 | 1 0. 2 |
| 直接協定取引導入割合（%） | 0 | 4 0 | 9 6 |
| 素材生産量の拡大（ m^3 ） | 3 0, 0 0 0 | 5 3, 0 0 0 | 4 5, 2 0 0 |

注 1) 「生産性の向上」とは、木材の伐採・搬出における作業の効率化を図り、作業員 1 人 1 日当たりの丸太生産の材積量を増加させることです。

注 2) 「直接協定取引」とは、製材工場等とあらかじめ木材の取引価格や数量を協定により定めた上で、木材を山土場等から製材工場等に直送することです。

【施業面積】

単位：ヘクタール

| 区分 | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 | 計 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|
| 利用間伐 | 4 6 5 | 4 5 3 | 2 8 5 | 2 8 2 | 2 5 1 | 1, 7 3 6 |
| 主伐 | — | 1 3 | 1 0 4 | 6 5 | 4 9 | 2 3 1 |
| 計 | 4 6 5 | 4 6 6 | 3 8 9 | 3 4 7 | 3 0 0 | 1, 9 6 7 |

【木材生産材積】

単位： 千m^3

| 区分 | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 | 計 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用間伐 | 3 9 | 3 8 | 2 6 | 2 8 | 2 7 | 1 5 8 |
| 主伐 | — | 4 | 2 8 | 2 1 | 1 8 | 7 0 |
| 計 | 3 9 | 4 2 | 5 4 | 4 9 | 4 5 | 2 2 9 |

注) 単位未満を四捨五入しているため、計算値が一致しない場合があります。

【経常利益】（単年度収支）

単位：百万円

| 区分 | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 |
|------|----------------|--------------|-------|-------|-------|
| 経常利益 | Δ 1 0 2 | Δ 3 7 | 1 8 | 2 5 | 2 5 |

4 第2期県営林中期管理経営計画の概要

第 2 期県営林中期管理経営計画（令和元年度～令和 5 年度）では、平成 30 年 7 月豪雨災害

による路網の被災や、消費税増税による木材需要低下の可能性を踏まえ、安定的な木材生産及びコスト削減や有利販売を一層進めることにより自立した経営が可能となるよう、計画期間を通じて、引き続き経常利益の確保を目指します。

【施業面積】

単位：ヘクタール

| 区分 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 利用間伐 | 250 | 250 | 280 | 280 | 280 | 1,340 |
| 主伐 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 450 |
| 計 | 340 | 340 | 370 | 370 | 370 | 1,790 |

【木材生産材積】

単位：千m³

| 区分 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用間伐 | 19 | 19 | 21 | 21 | 21 | 101 |
| 主伐 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 133 |
| 計 | 45 | 45 | 48 | 48 | 48 | 234 |

注) 単位未満を四捨五入しているため、計算値が一致しない場合があります。

【経常利益】(単年度収支)

単位：百万円

| 区分 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 経常利益 | 11 | 12 | 12 | 13 | 13 |

5 平成30年度実績

平成30年度においては、平成30年7月豪雨災害の影響により主伐及び利用間伐の事業量は減少しましたが、生産性の向上や有利販売に取り組んだ結果、下表のとおり、目標とする経常利益(⑦全体収支)の黒字化を達成しました。

木材生産に係る収支実績については、①収入が5億7千万円、②支出が約4億9千万円となり、③収支を約8千万円確保するとともに、計約5千万円の分収金(②支出の内数)を対象事業地のご契約者様にお支払いできる予定です(令和元年度中に支払予定)。

なお、ご契約者様にお支払いする平均分収金額(1ha当たり)は、利用間伐で約110千円、主伐(立木販売)で約497千円となりました。

【収支実績】

単位：千円

| 区分 | | H30 | 備考 |
|----------|-----|----------|---|
| 木材 生産 | ①収入 | 565, 579 | 利用間伐及び主伐による販売収入 利用間伐に係る国庫補助金等 |
| | ②支出 | 489, 684 | 伐採・搬出及び作業道開設経費 木材の運搬・販売経費等 【分収金5千万円を含む】 |
| | ③収支 | 75, 895 | ①-② |
| 保育 | ④収入 | 16, 375 | 保育に係る国庫補助金等 |
| | ⑤支出 | 67, 558 | 保育、県営林の管理に要する経費等 |
| | ⑥収支 | △51, 183 | ④-⑤ |
| ⑦全体収支 | | 24, 712 | ③+⑥ |

【施業面積・延長及び材積】

| 施業種 | 面積・延長 | 材 積 | 平均分収金額 (1 ha 当たり) |
|------|--------------|---------------------------|----------------------|
| 利用間伐 | 2 5 1 ha | 2 7, 3 2 6 m ³ | 1 1 0 千円 |
| 主伐 | 4 9 ha | 1 7, 8 7 4 m ³ | 4 9 7 千円 |
| 保育間伐 | 1 5 8 ha | — | — |
| 作業道 | 5 1, 5 2 1 m | — | — |



利用間伐した事業地 (※列状間伐)



主伐した事業地 (伐採前)



保育間伐した事業地 (伐り捨て)

※列状間伐：山の斜面の上下に沿って列状に間伐する方法で、低コストで効率的な間伐が可能となります。

6 令和元年度計画

令和元年度においては、平成 30 年 7 月豪雨災害の影響により、平成 30 年度に引き続き利用間伐の事業量を縮小していますが、木材生産におけるコスト削減や、木材の有利販売に取り組み、ご契約者様により多くの分収金をお支払いできるように努めてまいります。

事業の実施に当たっては、ご理解とご協力をお願いいたします。

【施業面積・延長及び材積】

| 施業種 | 面積・延長 | 材 積 |
|------|--------------|---------------------------|
| 利用間伐 | 2 5 0 ha | 1 8, 7 5 0 m ³ |
| 主伐 | 9 0 ha | 2 6, 6 0 0 m ³ |
| 保育間伐 | 2 0 0 ha | — |
| 作業道 | 5 5, 0 0 0 m | — |

7 お願い

県では、利用間伐及び主伐による施業を実施する際、事前にご契約者様に施業プラン書をお示しし、施業内容についてご理解いただけるようご説明しております。

施業プランのご説明の際、旧（一財）広島県農林振興センター分収造林の時分からお願いしておりました分収割合の変更（県：ご契約者様 6：4→7：3）につきましても、引き続きご同意をお願いしております。

現在、県営林全体における分収割合変更の同意割合は約 7 割となっており、公平性の観点から、ご同意いただいたご契約者様の事業地を優先して施業（利用間伐・主伐）を実施しております。

今後、施業を予定している事業地のご契約者様に対し、順次、施業プラン書をお示しするとともに、分収割合変更のお願いをしております。

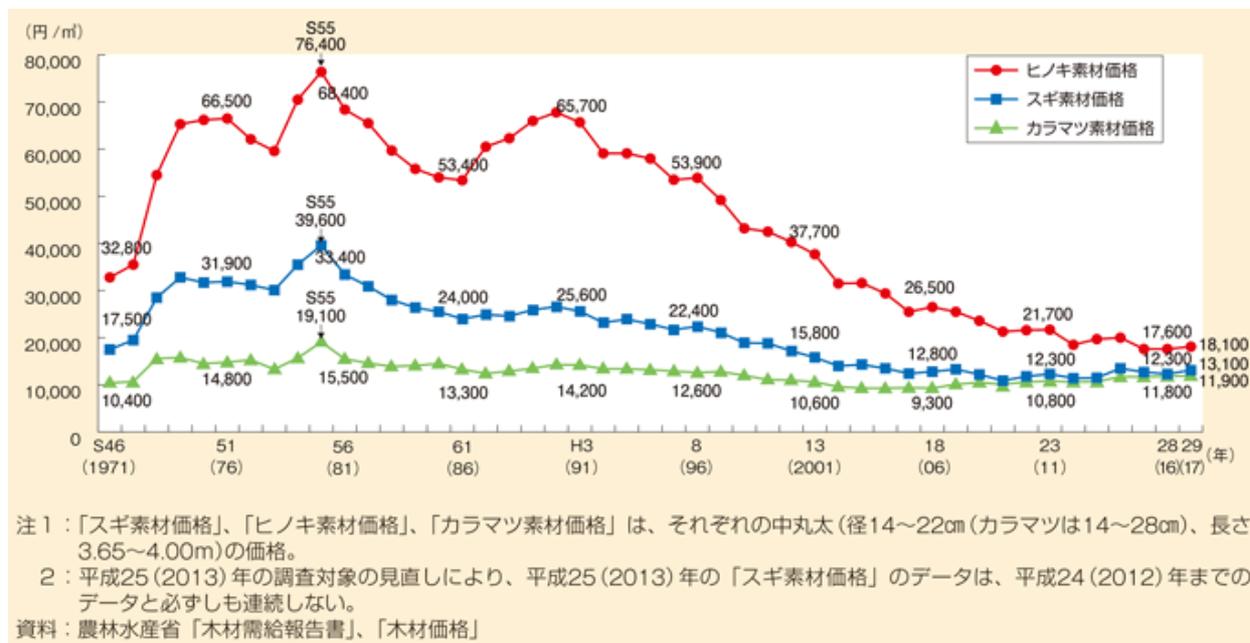
また、既存県営林（地上権設定契約）につきましても、県営林事業全体として、同様の事業スキームや収支構造により管理経営していることから、分収割合変更のお願いをしております。

す。

現在、分収割合の変更にご不同意のご契約者様又は県からの提案をまだ受けていないご契約者様におかれましては、誠に恐縮ですが、木材価格の下落（下表参照）など林業を取り巻く現状にご理解をいただき、分収割合変更へのご同意をご検討くださいますようお願い申し上げます。

今後とも、皆様のご理解を得ながら県営林の管理・経営を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

【スギ・ヒノキ・カラマツの素材価格の推移】 ※平成30年版森林・林業白書より



【ご契約者様へのお願い】

次のような場合は、県にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- 相続や売買などにより、契約名義が変更となる場合
- 代表者が変更となる場合（企業や団体が契約している場合）
- 住所や電話番号が変更となった場合
- 分収割合の変更にご同意いただける場合

【お問い合わせ・ご連絡先】

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県農林水産局森林保全課 県営林グループ・県営林経営改革担当
電話番号 082-513-3694